

◆◆◆ 指定校変更許可基準 ◆◆◆

平成20年4月1日から、指定校変更許可基準が以下のとおり変わりました。
※すべての区分において、変更可能な学校への通学に支障がないことが条件です。

区分	理由	変更可能な学校	対象学年	許可期間	必要書類
転居	学年途中において市内での転居をした場合	在学している学校	全学年	卒業まで	・指定校変更申立書
転居予定	市内での転居予定(おおむね6か月以内)の場合	転居予定の住所が属する通学区域の学校	全学年	予定日まで	・建築請負契約書等の写し ・誓約書
留守家庭	両親が共働き等により日中留守になるため、放課後、祖父母宅又は児童クラブ等に児童を預ける場合	放課後における預かり者の住所が属する通学区域の学校 ※平成22年度以後の新入学児童・転入児童については、以下のとおり一部制限を行います。 泊小学校・小祿南小学校・銘苅小学校への変更はできなくなります(兄弟姉妹が当該校に在学している場合はできます)。この場合、当該校に通学区域が隣接する学校への変更はできます(対象校は表①のとおり)。	小学校 全学年	理由が存する期間	※那覇市教育委員会学務課ホームページからダウンロード・印刷できます。 ・勤務証明書又は自営業申告書 ・児童預かり証明書 ・誓約書
心身的理由	心身の故障等により、指定校へ通学することに支障がある場合	通学に支障がない学校	全学年	理由が存する期間	・医師の診断書・誓約書
指定校変更許可地域	教育長が指定校変更を許可している地域に在住している場合	許可対象の学校	全学年	卒業まで	—
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が指定校変更(留守家庭の区分を除く)による在学の場合又は学校選択制による入学の場合	兄弟姉妹が在学し、又は入学する学校	全学年	卒業まで	—
指定校変更児童の中学校入学	指定校変更している児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合	卒業する小学校区の中学校	中学校 入学時	中学校 卒業まで	—
学校選択制適用児童の中学校入学	学校選択制の適用を受けている児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合	卒業する小学校区の中学校	中学校 入学時	中学校 卒業まで	—
大規模校等から小規模校等へ	大規模校等(泊小学校・金城小学校・小祿南小学校・銘苅小学校)から、通学区域が隣接する小規模校等への変更を希望する場合	通学区域が隣接する小規模校等(対象校は表②のとおり)	全学年	卒業まで	—
その他	上記以外の理由で、教育長が相当と認める場合	教育長が相当と認める学校	全学年	理由が存する期間	・理由を証明する書類 ・誓約書

留守家庭の表①

変更できなくなる学校	通学区域が隣接し変更できる学校
泊小学校	安謝小学校 真嘉比小学校 大道小学校 壺屋小学校 若狭小学校 前島小学校 曙小学校
小祿南小学校	垣花小学校 小祿小学校 宇栄原小学校 さつき小学校
銘苅小学校	安謝小学校 真嘉比小学校 大道小学校 松島小学校

大規模校等から小規模校等への表②

大規模校等	通学区域が隣接する小規模校等
泊小学校	真嘉比小学校 大道小学校 壺屋小学校 若狭小学校 前島小学校 曙小学校
金城小学校	垣花小学校 小祿小学校
小祿南小学校	垣花小学校 小祿小学校 宇栄原小学校
銘苅小学校	真嘉比小学校 大道小学校

①「留守家庭」区分↓教室が不足する(または不足すると予測される)学校については、平成22年度から指定校変更ができないよう制限していくことになりました。
②「兄弟姉妹関係」区分↓隣接校選択制により入学(または在学)する児童生徒の兄弟姉妹と同じ学校へ転校(または入学)できるようになりました。
③「学校選択制適用児童の中学校入学」区分↓隣接校選択制で隣接校へ入学した児童が、中学校に入学する際、卒業する小学校区の中

事情をお伺いし、特別な事情があると教育委員会が判断した場合に限り認められるものです。申請した場合に、必ず認められるものではありません。
※留守家庭など、小学校のみに適用される基準もありますのでご注意ください。
※申請理由によっては、指定校変更が認められない場合があります。



1月末に送付される就学通知書をお持ちの上、学務課にいらしてください。保護者の方に、個々のご事情をお伺いした上で申請書に記入していただきます。また、状況に応じ、確認書類が必要になります。
※申請理由によっては、指定校変更が認められない場合があります。

小・中学校の指定校変更許可基準が変わりました

那覇市教育委員会では、那覇市に住民登録がある児童・生徒の就学すべき市立小学校・中学校を、通学区域に基づいて指定しています。
これは、学校教育法施行令第5条第2項により、市内に2校以上の学校がある場合には、就学すべき学校を教育委員会が指定しなければならずと規定されていることが根拠となっています。
しかし、お子さんの個々の事情により指定された学校に就学することができないなどの事由がある場合に「指定校変更制度」に基づき、指定校の変更について保護



者が申し立てることができます。
Q1 「指定校変更制度」とは何ですか?
A1 教育委員会では、学

Q2 どのような場合に「指定校変更」が認められるのですか?
A2 指定校変更については、保護者の方から個々の

Q3 どのように手続きをすれば良いのですか?
A3 新入学時と転入・転居時などで、手続きが異なります。

Q4 今回の新設・変更のポイントはどこですか?
A4 次の4点です。

通学区域に基づいて学校の指定を受けた後、通学区域以外の市立小学校・中学校に学校の指定を変更することができない制度です。
※指定校変更制度により、通学区域以外の学校への就学を希望する方は、教育委員会学務課の窓口で所定の手続きを行ってください。

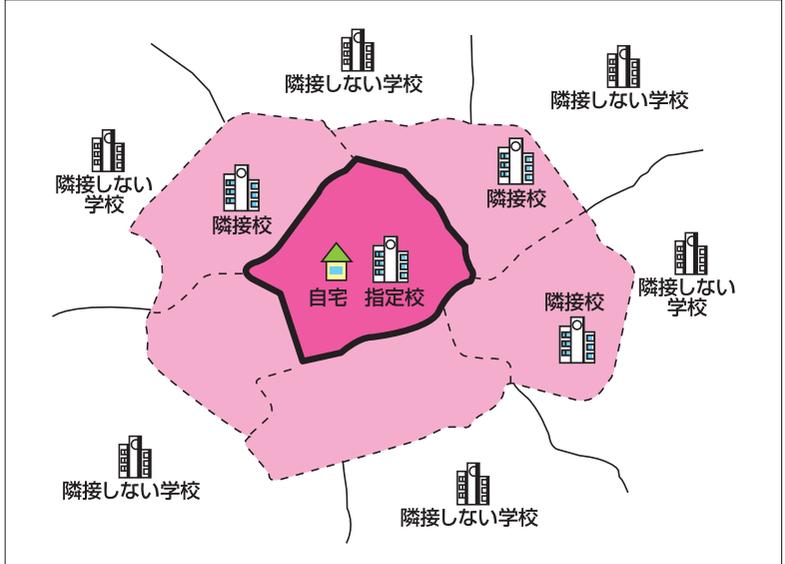
④「大規模校等から小規模校等へ」区分↓大規模校等から隣接する小規模校等へ転校できるようになりました。

お問い合わせ 教育委員会 学務課 ☎891-3505

☎0120-861-109、南部徳州会病院(☎998-0309)、与那原中央病院(☎945-8101)、新都心大城クリニック(☎868-7766)

那覇市立学校隣接校選択制希望申請について

市では、小学校で平成18年度から、中学校で平成19年度から、それぞれ新入学の1年生を対象に、指定校に隣接する通学区域の学校も選択できる那覇市立学校隣接校選択制を実施しています。
この制度の導入で、居住地が学校の近くにあっても通学できないという通学距離の矛盾が解消されるほか、通学時の安全の拡大も図られます。
今年度も、平成21年4月に市内の小中学校へ入学予定の新1年生の保護者に対して、希望申請票を各ご家庭へ送付しています。まだ、お手元に届いていない方、記載事項に変更などがある方は教育委員会学務課までご連絡ください。



- *対象者
市内に住所があり、平成21年度に那覇市立の小中学校または中学校への入学を予定している新1年生が対象。
- 新小学1年生
平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの子
- 新中学1年生
平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの子
- *受付締め切り
11月6日(木)午後6時まで(締切日必着)
*締め切りを過ぎた場合は、その理由の内容に関わらず受付できません。尚、住所による指定校への入学を希望される方は、申請票を提出する必要はありません。
- *希望する際の注意
他の希望者との関わりがありますので、希望申請後のほかの隣接校への希望変更はできません。実際の通学路、通学距離、通学時間などを確認した上で、お子さんの入学する学校について、ご家族でよく話し合ってください。



お問い合わせ 教育委員会 学務課 ☎891-3505